

名 称	令和6年度第1回目黒区障害者差別解消支援地域協議会
日 時	令和6年8月14日(水)午後6時～午後8時
会 場	目黒区役所総合庁舎2階 大会議室
次 第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 健康福祉部長あいさつ 4 委員の紹介 5 区側出席者の紹介 6 会長・副会長選出 7 議事 (1)障害者差別解消支援地域協議会の目的について (2)障害者差別解消に係る相談事例について (3)事業者向け周知啓発について (4)手話言語に係る条例制定に向けた取組について 8 閉会
出席者	委員:岩崎委員(会長)、北本委員(副会長)、田島委員、片渕委員、百瀬委員、吉田委員、内田委員、熊谷委員、小谷委員、島添委員、金澤委員、中山委員、古本委員 幹事:片山幹事(人権政策課長)、佐藤幹事(人事課長)、櫻庭幹事(障害施策推進課長)、山内幹事(障害者支援課長)、佐藤幹事(子育て支援課長)、末木幹事(教育支援課長) その他区職員:保坂(健康福祉部長)、浅野(身体障害者相談係長)、石田(知的障害者相談係長)、田所(精神障害福祉・難病係長)、長谷川(発達支援係長) 事務局:水野(計画推進係長)、村野(計画推進係)
欠席者	長尾委員、青木委員、原委員、土屋委員、岩原委員、村尾委員、寺尾幹事
配布資料	資料1:第5期(R6・R7) 目黒区障害者差別解消支援地域協議会委員・幹事名簿 資料2:目黒区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱 資料3:障害者差別解消に係る相談事例について 資料4:事業者向け周知啓発について 資料5:手話言語に係る条例制定に向けた取組について (別紙)目黒区手話言語条例(仮称)の骨子案(たたき案) 席次表

会議内容	1開会 2委嘱状の交付 机上配布にて委嘱状を交付。 3健康福祉部長あいさつ 4委員の紹介 5区側出席者の紹介 6会長・副会長選出 岩崎委員が会長、北本委員が副会長に選出。 7議事 (1)障害者差別解消支援地域協議会の目的について 障害施策推進課長から資料2に沿って説明を行った。 令和6年4月の改正は、「審議」という文言を「協議」に変更したもので、本協議会の位置づけに変更はない。 (2)障害者差別解消に係る相談事例について 障害施策推進課長から資料3に沿って説明を行った。 委員ベビーカーや車椅子をお店の外に置いて入店することを「許可している」という言い方を「お願いする」というような発想にならないといけない。「断る場合の説明及び対応策を丁寧に伝える」とあるが、「断る場合の説明」とはどういうことか。 幹事様々な理由で断る場合があると思うが、その時に車椅子ということだけをもって断られたと思われないように説明をしっかりとしてほしいということである。 委員どこまで合理的配慮が求められるのか。外から見てお店の広さが分からないときに、「車椅子の方は車椅子を外に置いて入店してください」という内容の注意書きを掲示しておくのか、あるいは毎回確認をして入店するのか。合理的配慮が義務化されたことで、お店の方たちがレイアウトを変えて立て付けを直すほどの強制力はないにしても、お店の外に障害のある方や盲導犬等の利用について条件があるのであれば書いて分かりやすくしておくというところまでは求めているのか。それをやることで負担になるのか、かえって口頭で説明をせず済むのでメリットがあるのか等を商店街の方々含め検討したほうが良いと思う。 幹事(委員意見代読)車椅子を店の外に置いて入店可能か尋ねられたことを聞こえていないというのは無責任な言い訳であり、詳細はわからないが、「少々お待ちください。」の一言さえあれば問題にならなかったと思う。店側の最大のミスは、無視されたと思わせてしまった点。店のマニュアルで「ベビーカーや車椅子を店の外に置いて入店することは許可している。」のであれば、今後は、その旨を店頭に掲示するなど改善してほしい。 委員車椅子の他にも盲導犬や聴導犬等についての掲示があるといいと思う。 委員お店の場所や広さが分かると事例についてイメージしやすいので、今後はそういう資料もいただけるとありがたい。お店が2階にあり1階が駐車場のところをよく見かけますがエレベーターがないことが多いので入店拒否にならないように改善が必要だと思う。 委員車椅子を置いて入店可能か聞いたところ返事がもらえなかったことにご立腹したと
------	--

思うので、断る場合でもしっかりと会話をすることが大切だと思う。

委員 このお店だけでなく他のお店にも同じ状況があると思うので、より広い観点から考える必要がある。商店街と区で協力し、障害者に優しい商店街というイメージアップになるようなことを商店街全体や区内の商店の方たちに面的なアプローチをすると効果的だと思う。

委員 車椅子の方に降りてくれということ自体がショック。車椅子を降りて歩ける方もいるが歩けない方はそのお店で食事をする事ができないということになる。一緒に行動したことがある車椅子の方々は段差や車椅子の種類等を考慮してお店を選んでおり、ただでさえ入店できるお店が限られているのに、今回の店員の対応のようなことがあると、さらに入店できるお店が減る。また外に車椅子等を置く場所がないような場合もある。段差で入店を諦めるのではなく、スロープを使用するなどの対応や視覚障害の方は入店に関する掲示物が店の外に貼ってあっても見えないため、そのような対応も考える必要がある。

委員 今回のような問題が起こらないように事前に予約するなどの方法もあると思う。

(3)事業者向け周知啓発について

障害施策推進課長から資料4に沿って説明を行った。

委員 飲食店の接客はアルバイトの方が多いと思うので、そういう人を雇用する際に障害のある方への対応等をしっかり伝えることが重要。周知啓発は大切だが、SNS等を使用した配信をするだけでは視聴につなげることが難しいとも感じる。中学校では人権教育を行っており、区で作成した動画を生徒に見せて早いうちから理解してもらうことは可能なので、できることは協力したい。

委員 目黒区障害者団体懇話会では、様々な障害の特徴等を記載した「わかってください」という冊子を配布しているので、冊子を使った周知も検討してほしい。

委員 区内のサービス業を分析すると地元の人が行っている飲食店は少なくなってきており、チェーン店が増えている。チェーン店は本部の指示で動くため、区や商工業者等からの指示や告示は難しい。

委員 グルメサイトには、駐車場や空間設備、車椅子入店等についての情報を記載する欄があるので、そこに障害者の方に関する情報を増やすようサイトの運営会社に呼び掛けてみてはどうか。

委員 改正障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の提供が義務化されており、はじめから車椅子入店ができないとは言にくいため、難しい問題である。

委員 事業者だけでは対応できないこともあるので、すべてお店の人任せにするのではなく、お客にもできることがあるかもしれないので、そのような面からの周知啓発も大切。

委員 子どもの頃から何か困っている人がいたら手伝ってあげることが自然にできるようになることが理想的。

委員 子どもたちに対してのアプローチが、すぐに障害者理解につながることは難しいので、周知啓発を繰り返し積み上げていく必要がある。事業者への周知についても、事業者が必然的に集まるハローワークとタイアップするなどの工夫が必要だと思う。

委員 HP や会報があるので、資料を頂けたら周知に協力できる。

委員 (当事者として) SNS の写真を撮っていいか聞いたり、分からないことを聞くと商店街の方は優しく答えてくれるので困ったことはない。

委員 お店側は SNS 等に苦情を掲載されると評判が下がってしまうが、逆に障害者に優しい、良いお店ということを掲載してもらえれば PR になるので、障害者の方に対応することは、法律を遵守する以外に顧客の確保やお店のイメージアップにつながる。リスクマネジメントとして取り組むメリットがあるのではないかと。

委員 子どもが障害のある子たちと一緒に遊ぶ環境にいと全く違和感なく一緒に楽しめるように、障害のある方とない方を別にするのではなく、お互いに認め合う社会ができたらいと思う。また、車椅子の家族とお出かけをしたことがあるが、以前より随分改善されていると感じた。意識を持って実現していくことが大切だと思う。

委員 周知方法が QR コードだけだと読み取らない人が多いと思うので、QR コードを掲載して紙による周知も検討してほしい。また、動画も尺が長いものよりも何本かのショート動画にした方が、隙間の時間見てもらえるのではないかと。

幹事 区職員を雇用する立場として、合理的配慮をしっかりと浸透させていく役割がある。手助けが必要な職員がいる職場では、接し方や働きやすい環境を整備する上での相談があるが、具体的な対応について判断が難しいこともあるので、障害に関する理解を深めることで適切に支援ができるようにしていきたい。

幹事 目黒区の学童保育クラブでは、障害のある児童が通う場合に担任する職員を付けており、そうした取組のなかで、障害のある児童とそうでない児童と一緒に過ごしている。障害のある児童と当たり前と同じ空間で過ごすことで、将来においても自然と接することができるようになると思う。

委員 小・中学校で点字を通して障害を知ってもらうための体験学習を行っている。子どもたちが見て知ったことがすぐに役立たなくても、大人になって誰か困っている人がいたときに声をかけたりしてくれたらいいなと思っている。障害者週間のイベントをもっと周知したり、疑似体験等の体験学習もさらに発信してもらいたい。

(4) 手話言語に係る条例制定に向けた取組について

障害者支援課長から資料5に沿って説明を行った。

委員 条例の骨子案(たたき案)の4「定義」について、他区よりも踏み込んだ表現に感じるものもある。委員の中に障害者団体の方がいるので、その意見も踏まえてということだと思うが、これで決定ということか。

幹事 基本的には東京都の手話言語条例等と整合性を図りながらこのような表現としている。今後、当事者団体の方々の意見を踏まえて変更となる可能性はある。

8閉会

障害施策推進課長 次回開催は、令和7年1月10日(金)18時からを予定している。